ASBJ

第 582 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-19
日付	2026 年 8 月 10 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 260 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 260 回金融商品専門委員会（2026 年 8 月 4 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）及び改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等の文案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案）

実抜計画先、合実計画先及び基準金利確保先への債権に関するコメント

2. 資料(2)-1 のコメント対応表 3-1.11)について、信用減損金融資産について結論の背景に記載しない趣旨は理解した。コメント対応案の内容は、コメント対応表の公表に伴い周知されるものと理解している。また、企業会計基準適用指針第●号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下、「予想信用損失適用指針」という。）の文案における海外の監督当局等のガイダンスが参考になることを示していることも 1 つの配慮であると感じている。他方、時間の経過とともに、コメント対応表の位置づけが希薄になることを懸念しているため、例えば移管指針第 12 号「金融商品会計に関するＱ＆Ａ」にいわゆる実抜計画先等への債権の取扱いについて記載することを検討いただきたい。

3. 資料(2)-1 のコメント対応表 3-1.11)の、その他要注意先に区分される債務者に対する債権については、通常、信用減損金融資産に該当しないと考えられる旨の記載について、その他要注意先に区分される債務者については、通常、将来キャッシュフローに不利な影響を与える事象を生じているとまでは言えないため信用減損していないと考えられるという意味と理解している。この点、当該コメントは、簡素化された予想信用損失の算定方法の選択に関係しない記載という理解でよいか確認したい。

予想信用損失の算定方法に関するコメント

4. 資料(2)-1 のコメント対応表 3-2.12)について、予想信用損失の算定に用いる割引率の取扱いを予想信用損失適用指針の結論の背景に記載することに賛同する。これに関連し、コメント対応案の実効金利の近似値に関する記載についても、結論の背景に取り入れることを検討いただきたい。

5. 資料(2)-1 のコメント対応表 3-2.53)に関連して、流動化した劣後債権を継続保有した場合の SICR の判定については、実務において取引の内容に応じて適切な引当金が計上されるような方法を採ることになるとの理解でよいか確認したい。

収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料に関するコメント

6. 資料(2)-1 のコメント対応表 4.35)について、実効金利から切り離した手数料の取扱いを明確化いただき感謝する。このうち、未収収益という用語は経過勘定に用いられる用語であり、一定期間にわたって認識する収益を前提とした記載と読まれる可能性があるため、表現の変更を検討いただきたい。

補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」に関するコメント

7. 資料(2)-1 のコメント対応表 9.7)について、金融保証契約の貸借対照表価額について、引当金に該当しないものとして取り扱うことが考えられる旨が示されている。この点、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の B8E 項では、ローン・コミットメント及び金融保証契約については、金融保証契約についての損失評価引当金は引当金として認識するとされている。また、改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案の第 90-5 項において、貸出コミットメント等の表示については引当金として取り扱うことが明示されている。さらに、予想信用損失と前受保証料を別個に取り扱う場合、予想信用損失は引当金に該当すると考えられる。これらを踏まえると、金融保証契約の予想信用損失の金額が前受保証料を超える場合においては、引当金に該当しないとは言い切れないと考えられるため、結論の背景の表現を緩めることを検討いただきたい。

8. 資料(2)-1 のコメント対応表 9.7)について、金融保証契約を引当金に該当しないものとして取り扱うことにより実務は安定すると考える。一方、金融保証契約と貸出コミットメント等との間で貸借対照表科目の表示が分かれることに疑問を感じている。

9. 資料(2)-1 のコメント対応表 9.7)について、予想信用損失適用指針の文案の第 74 項において、金融保証契約及び貸出コミットメント等に係る予想信用損失の残高を「予想信用損失引当金」という用語の中に含めている。金融保証契約を引当金に該当しないものとして取り扱う場合には、この用語との整合性を考慮する必要があると考える。

10. 資料(2)-1 のコメント対応表 9.14)について、貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定において当局規制数値が活用可能な「合理的な期間」についてのコメント対応案の表現を和らげていただき感謝する。

以　上